

人と猫との調和のとれたまちづくり (地域ねこ対策)

◎なぜ野良猫はいるの、その訳は

飼い主のいない猫(野良猫)は、飼い猫が捨てられたり、迷子になったまま戻れなかったりした猫です。

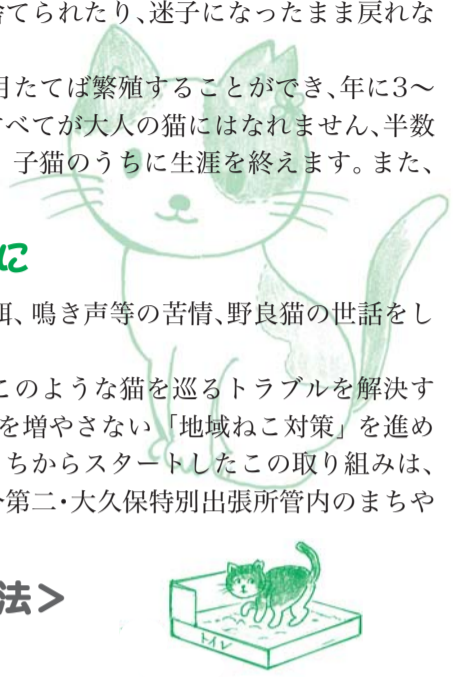
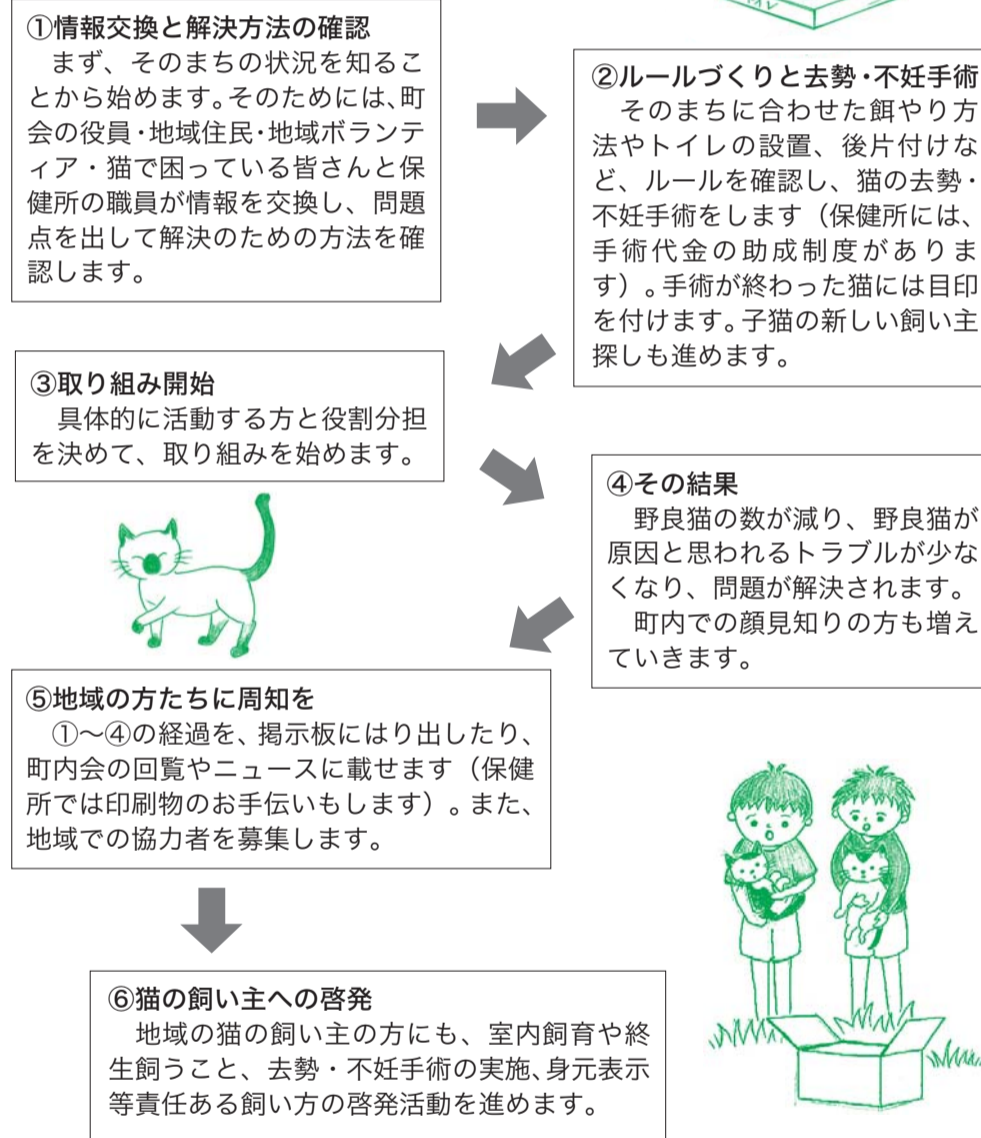
猫は繁殖力の強い生き物です。生後4～6か月たてば繁殖することができます。年に3～4回出産できます。しかし、産まれた子猫のすべてが大人の猫にはなれません、半数近くが病気や交通事故、カラスなどに襲われ、子猫のうちに生涯を終えます。また、平均的な寿命も5～6年と短いものです。

◎野良猫の数を増やさないために

保健所には、猫のふん尿や置きっぱなしの餌、鳴き声等の苦情、野良猫の世話をしている怒られた等の相談が寄せられます。

野良猫の数が減れば迷惑行為も減ります。このような猫を巡るトラブルを解決するために、平成13年度から区は、野良猫の数を増やさない「地域ねこ対策」を進めてきました。当初、草薙町特別出張所管内のまちからスタートしたこの取り組みは、現在、戸塚・若松町・柏木・四谷・桜町・落合第二・大久保特別出張所管内のまちや街路に広がってきました。

<地域ねこ対策の取り組み方法>



人も動物(ペット)も 住みよいまちに

動物が原因の トラブルは 人に原因が



犬の飼い主の皆さんへ

◎犬の登録と狂犬病の予防注射を受けください

犬の飼い主の方には、法律で「犬の登録」と年に1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。区では毎年4月に、犬の登録をしている方に予防注射のお知らせを送付しています。忘れずに注射を受け、保健所または特別出張所に届けてください。

新たに飼い始めた場合は、30日以内(子犬は生後91日になったら)に保健所または特別出張所で登録してください。鑑札・狂犬病予防注射済票は必ず犬の首輪などに付けてください。

もし迷子になっても、鑑札や狂犬病予防注射済票が付いていれば飼い主の方へ連絡が行きます。

◎犬は飼い主を選べません。きちんとしつけをしてください

初めからしつけができていて聞き分けのよい犬はいません。根気強く犬と付き合い、しつけることを楽しんでください。

犬の飼い主があきらめたり、面倒に思ったら、大事なペットが迷惑を掛ける嫌われ者になってしまいます。そうならないようにするのは飼い主の皆さんの責任です。

◎散歩のときは引き綱をつけて、ふん尿を片付けてください

散歩のときに犬が飼い主の方と離れてしまうと、交通事故や思わぬけがをすることがあります。引き綱をつけて一緒に散歩をしてください。

犬は自分でふんの始末ができません。誰でも、自分の家の敷地や道路などにふんが落ちていれば、いい気持ちはしません。尿に関しては、ペットボトルに水や漂白剤を薄めた水溶液を入れて持ち歩き、尿やマーキングをした後にかけるなどを心掛けてください。

また、散歩の前にトイレを済ますなどのしつけをすれば、散歩のときにふんや尿をしなくなります。

まちの中で、「犬のふん尿は飼い主の責任で片づけを」と書かれた犬型のプレートや、「猫にエサをあげるなら、フンの始末と去勢・不妊手術を」と書かれた猫型のプレート等を見かけることはありませんか。

保健所には、こうした注意書きのプレートをほしいという問い合わせがよくあります。

動物(ペット)は、どこをトイレにしていかが判断できません。ペットが周囲の方に迷惑を掛けるのは、動物が悪いのではなく、管理する人の問題です。人が適切に管理をすれば、注意書きのプレートは必要なくなるはずですよ。

ペットの飼い主の方や、野良猫の世話をしている方がほんの少し注意をして対処すれば、動物(ペット)が嫌われることなく、人も動物(ペット)も住みよいまちになります。

今回は、犬・猫等の飼い主の皆さんに注意していただきたいことや災害時の動物救護体制などを紹介します。

【問合せ】新宿区保健所衛生課生活衛生係(第2分庁舎3階) ☎(5273) 3845へ。



動物由来感染症にご注意を

動物(ペット)も人と同じように病気にかかります。その病気のうち、動物から人にうつる病気(感染症)を「動物由来感染症」といいます。

感染の経路は、ペットにかまれたときの傷口や引っかき傷、動物の乾燥したふん便を吸い込んだりしたとき、だ液や体液を口にしたりしたときなどが考えられます。

感染を防ぐためには、ペットとの過度な接触をさげ、触れた後は、うがいや手洗いをしてください。また、ペットの身の回りを清潔に保ち、ふん尿は速やかに処理することも大切です。

◎普段の生活で、こんな点に気を付けましょう

▶過度の接触を控える

口移して餌を与えたり、スプーンやはしの共用はやめましょう。動物と同じ布団で寝ることも避けてください。

▶動物に触ったら、手を洗う

知らないうちにだ液や粘液に触れたりすることもあります。動物に触れた後は必ず手を洗いましょう。

▶動物の身の回りは清潔にする

飼っているペットは入浴やブラッシング、爪切りなど、小まめに手入れをしましょう。小屋や鳥かごなどはよく掃除をして清潔に。動物用のタオルや敷物、水槽などは細菌が繁殖しやすいので、洗濯や洗浄をしてください。

▶ふん尿は速やかに処理する

鳥やハムスターなどのふん便が乾燥すると空中に漂い、吸いこみやすくなります。動物のためにもふん尿の片付けは小まめにしてください。



▶動物(ペット)の具合が悪くならしたら、すぐに動物病院に連れて行く

ペットの健康状態にいつも注意することが、人の健康を守ることにもなります。

ペットのことで悩んだら 「ペットなんでも相談」のご利用を

ペットの正しい飼い方、しつけ方、健康問題などを電話で回答します。

18年度の相談件数は281件で、犬に関する相談は113件、猫に関する相談は133件でした。犬猫以外にも、ウサギ・ハト・モルモット・スズメに関する問い合わせがありました。

「ペットなんでも相談」協力動物病院は下表のとおりです。詳しくは、直接各動物病院にお問い合わせください。

ペットなんでも相談協力動物病院		
病院名	所在地	電話番号
木村動物病院	馬場下町50	(3203) 0011
市ヶ谷動物病院	市谷柳町25、宮坂ビル1階	(3269) 1299
新宿動物病院	新宿7-11-5、けやきHOUSE2階	(5272) 1323
エンドー動物病院	北新宿3-9-3	(3371) 7182
アーバン動物病院	大久保2-3-16、サニー大久保102	(3204) 1323
大久保獣医療病院	百人町1-11-19	(3369) 0489
社記念動物病院	高田馬場1-20-2	(3200) 0076
ワトソン動物病院	西早稲田1-11-8、ピリア早稲田1階	(3200) 1098
藤木獣医療病院	西早稲田2-21-6	(3200) 1715
久島動物病院	西早稲田3-14-10	(3203) 6669
黒田獣医療病院	中落合3-24-16	(3954) 2733
林田動物病院	上落合2-27-10	(3362) 8650
ヨシザワ動物病院	西落合4-17-12	(3951) 5780
小滝橋動物病院	百人町4-9-2、第2浅美ビル	(5332) 6866
牛込大猫病院	南山伏町2-15	(3268) 8059
相川動物医療センター	西落合4-3-1	(5988) 7888
花園動物病院	新宿1-25-11-105号	(3352) 2115
キタムラ動物病院	早稲田鶴巻町556、マンション晩1階	(3203) 1190
わせだ動物病院	早稲田鶴巻町110	(3207) 9511

災害時における動物救護体制について

◎総合防災訓練で「動物避難所設置訓練」を実施しています

毎年開催される新宿区総合防災訓練で、区保健所は、獣医師会と協力して災害時における「動物避難所設置訓練」を実施しています。

この訓練は、被災動物の受け付け、避難場所への誘導およびケージでの保護、受け入れ動物の台帳作成、獣医師によるカルテ作成、飼い主への引き渡しを行い、被災時の動物の受け入れ体制を体験するものです。



受け入れ動物の台帳作成訓練の様子



獣医師から被災時の注意を受ける参加者の皆さん

◎被災時の動物救護体制を作りましょう

現在、危機管理課とともに学校避難所用動物救護マニュアル(案)を用意し、地域の皆さんに協議をお願いしています。

すでに、いくつかの避難所運営管理協議会では、学校での動物避難所の場所を確認したり、動物の飼い主の方を中心に「動物救護班」を準備しています。

災害が発生した場合は、各避難所ごとに、被災動物も受け入れることとなります。被災動物の中には、飼い主が不明だったり、負傷していることも予想されます。避難所ごとに動物担当を決めておくことが必要です。

動物愛護ふれあいフェスティバル

9月20日～26日は、動物愛護週間です。動物愛護週間中央行事実行委員会主催による、「動物愛護ふれあいフェスティバル」が上野恩賜公園で開催されます。

【問合せ】東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課動物管理係 ☎(5320) 4412へ。

●愛犬のしつけ方教室ほか

【日時】9月22日(出)午前11時～午後4時

【内容】愛犬のしつけ方教室、聴導犬実演、ペット写真展、こども動物園ほか

【会場・申込み】当日直接、上野恩賜公園(台東区上野公園)へ。

●動物愛護シンポジウム

「飼う前に考えよう～動物への責任、社会への責任～」

【日時】9月23日(例)午後1時30分～5時(1時から受け付け)

【会場】東京国立博物館平成館講堂(台東区上野公園13)

【内容】基調講演・パネルディスカッション

【申込み】電話またはファックス(催し名・住所・氏名・電話番号を記入)で、(社)日本動物福祉協会 ☎(5740) 8856 ・ ☎(5496) 0930へ。先着390名。

